

労災療養費明細書 令和 年 月分

Table with columns for patient name, medical institution, treatment start date, and various dental procedures (e.g., initial consultation, emergency care, restorations, orthodontics, etc.) with associated points and costs.

記載上の注意
※印のある初診料・再診料・指導料は点数でなく、金額で算定する。
1. 救急医療管理加算は、初診時に救急医療が行われた場合、1回限り算定できる。

- (入院)1日につき6,900円・7日間を限度。(外来)初回来院日1,250円
2. 再診時療養指導管理料は、外来患者に対して再診時に療養上の指導(食事、日常生活動作、機能回復訓練、メンタルヘルス)を行った場合に、指導の都度算定。
ただし、同一月において健保点数表の特定疾患療養管理料と重複算定できない。また、特定疾患療養管理料と重複算定できない管理料・指導料等も同様。
3. 点数等改正があった場合は、訂正の上請求すること。